

答申第 187 ~ 第 189 号

平成 16 年 7 月 12 日

神奈川県知事 松 沢 成 文 殿

神奈川県情報公開審査会  
会 長 堀 部 政 男

行政文書一部公開処分等に関する第三者からの不服申立てについて（答申）

平成 15 年 5 月 13 日付けで諮問された特定の 2 法人に関する調査確認事項公開の件（諮問第 251 号）並びに平成 15 年 5 月 27 日付けで諮問された特定の 2 法人の採石法に係る顛末書及び指導書一部公開の件（諮問第 255 号）及び特定の 2 法人の採石法に係る指導書公開の件（諮問第 256 号）について、次のとおり答申します。

## 1 審査会の結論

特定の2法人に関する調査確認事項及び特定の2法人の採石法に係る指導書を公開するとし、特定の2法人に係る顛末書及び指導書を一部公開とするとしたことは、妥当である。

## 2 不服申立人の主張要旨

### (1) 不服申立ての趣旨

本件不服申立ては、神奈川県情報公開条例（以下「条例」という。）第12条第1項に規定する手続により反対意見書を提出した第三者からなされたものである。

不服申立ての趣旨は、神奈川県知事（以下「知事」という。）が、特定の2法人（以下「本件法人」という。）に関する調査確認事項（以下「第251号文書」という。）を平成15年4月21日付けで公開するとし、特定の2法人の採石法に係る顛末書及び指導書（以下「第255号文書」という。）を平成15年5月6日付けで一部公開するとし、特定の2法人の採石法に係る指導書（以下「第256号文書」という。）を平成15年5月8日付けで公開するとした処分（以下「本件処分」と総称する。）を取り消し、全部非公開とすることを求める、というものである。

### (2) 不服申立ての理由

不服申立人の主張を総合すると、知事が第251号文書、第255号文書及び第256号文書（以下「本件行政文書」と総称する。）の全部又は一部を公開することにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれを認めたにもかかわらず、条例第5条第2号ただし書を適用して「人の生命、身体、健康又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められる情報」であるとして公開又は一部公開の処分を下したことは、次に掲げる理由から、条例の解釈及び運用を誤っている、というものである。

ア 当該ただし書は、情報を公開することにより保護される人の生命、身体等の利益と、これを公開しないことにより保護される法人の権利利益とを比較衡量し、前者の利益を保護する必要性が後者のそれを上回ると

きには、当該情報を公開しなければならないとするものである。しかし、現場管理についての実施機関からの指導に従うよう鋭意取り組んだ結果、現場の安全は十分に確保されており、人の生命や財産が脅かされる状況はない。

一方で、当該情報を公開しないことにより保護される本件法人の権利利益を害する蓋然性は、イからエに述べるとおり高い。

イ 現実に、過去に本諮問案件に関係する同一の請求者が、情報公開請求により取得した本件法人に係る別の文書を、関連企業や関係業界団体に送付し、本件法人の誹謗中傷等に用いている。不服申立人は、このような事実の連絡を受け、送付書類の写しも入手している。

ウ 現在の社会状況の中で本件行政文書が公開されることにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害し、係属中の訴訟に影響を及ぼすおそれがある。

エ 本件行政文書が公開されることにより、本件法人にとどまらず本件法人が構成員となっている事業協同組合の対外印象を悪くする可能性がある。風評に影響されて、当該組合の受注事業の発注者との関係が損なわれるなど、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある。

オ 不服申立人は、請求者が本件法人勤務時に関係した法違反事項に係る本件行政文書を公にするよう主張することには強い不快の念を覚える。法的には本件法人の行為に関する文書であり、背景を知る者の感情が考慮されるか否かは別問題であることは理解している。しかしながら、本件処分の当否の審議に当たっては斟酌してほしい点である。

### 3 実施機関（砂防海岸課）の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本件行政文書の全部又は一部を公開するとした理由は、次のとおりである。

#### （1）不服申立てに至る経過

実施機関が本件公開請求を受けて、本件公開請求に係る第三者である本件法人に対して、条例第12条第1項に基づき意見書提出の機会を付与した

ところ、本件法人は、本件公開請求に対して公開拒否処分を行うべきであるとの意見書を提出した。実施機関は、平成 15 年 4 月 21 日付けで第 251 号文書を、平成 15 年 5 月 8 日付けで第 256 号文書をそれぞれ公開とし、平成 15 年 5 月 6 日付けで第 255 号文書のうち条例第 5 条第 1 号及び第 2 号に該当すると認められた部分を除いた部分を一部公開するとの処分を行ったところ、本件法人は、第 251 号文書については平成 15 年 5 月 1 日付けで、第 255 号文書及び第 256 号文書については平成 15 年 5 月 16 日付けで、全部非公開とすることを求めるとの不服申立てを行った。

## ( 2 ) 本件行政文書について

本件行政文書のうち、第 251 号文書及び第 256 号文書は、いずれも第 255 号文書の一部であり、本件行政文書は、大別して以下のア及びイから構成される。

### ア 指導書及び別紙

採石法（以下「法」という。）第 34 条の 6 の規定に基づいて知事が本件法人に対して行った行政指導（以下「本件行政指導」という。）に係る指導書及びその別紙である。本件行政指導は、法第 32 条の 10 第 1 項の規定による登録の取消し等の行政処分に代えて行ったものである。

### イ 顛末書及びその添付書類

法第 42 条第 1 項の規定に基づき、法の施行に必要な限度で、知事は本件法人からその業務の状況（法違反の事実）に関して報告を徴したが、顛末書及びその添付書類は、その求めに応じて提出された文書である。違反に至った経緯及び再発防止策等についての記載がある。

## ( 3 ) 条例第 5 条第 2 号該当性について

### ア 指導書及び別紙

本件行政指導は、登録の取消し等の行政処分を行うまでもないものとして行ったものであり、本件行政指導の内容は、公開されることにより本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第 5 条第 2 号に該当する。

しかしながら、法の目的は採石業者の登録制度等の規制等を行うことにより岩石の採取に伴う災害を防止することであり、本件行政指導の対

象となった法違反事実が災害を惹起する可能性を有していることから、指導書及び別紙は、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため公開することが必要であると認められ、同号ただし書に該当する。

#### イ 顛末書及びその添付書類

顛末書及びその添付書類は、本件法人の法違反の事実に関する情報であり、公開することにより本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため、条例第5条第2号に該当する。

しかしながら、法違反の事実に関する情報であり、法違反事実が災害を惹起する可能性を有していることから、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であると認められ、同号ただし書に該当する。

なお、添付書類のうち、出荷日報の得意先、台数、数量及び発行伝票については法違反の事実と関係がないため、人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公開することが必要であるとは認められず、同号ただし書に該当しないものと認められる。

## 4 審査会の判断理由

### (1) 審査会における審査方法

当審査会は、本諮問案件を審査するに当たり、神奈川県情報公開審査会審議要領第8条の規定に基づき委員を指名し、指名委員は、不服申立人から口頭による意見を、また実施機関の職員から口頭による説明を聴取した。それらの結果も踏まえて次のとおり判断する。

### (2) 本件不服申立てについて

ア 不服申立人は、条例第12条第3項に規定する第三者であり、本件不服申立ての対象は、本件処分において公開するとされた部分（以下「本件公開部分」という。）である。不服申立人は、本件公開部分が条例第5条第2号に該当し、結果、本件行政文書のすべてを非公開とするのが相当である旨主張している。

イ 本件不服申立てに当たり、不服申立人から本件処分の執行停止の申立てはなされていないが、実施機関は、公開処分の性質を考慮し、本件不

服申立てに対する決定がなされるまでの間、行政不服審査法第34条第2項の規定に基づき、職権により本件処分の執行を停止していることが認められる。

(3) 本件行政文書について

実施機関は、本件行政文書のうち、指導書及び別紙並びに顛末書について条例第5条第2号ただし書の適用により公開し、顛末書の添付書類の一部については条例第5条第1号又は第2号に該当するため非公開として、公開又は一部公開の処分を行ったことが認められる。

(4) 条例第5条第2号該当性について

ア 条例第5条第2号本文該当性について

(ア) 条例第5条第2号本文は、「法人その他の団体(国、独立行政法人等及び地方公共団体を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公開することにより当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」は非公開とすることができると規定している。

(イ) 不服申立人は、本件公開部分が公開されることにより、係属中の訴訟に影響を及ぼすおそれがあり、また、本件公開部分を利用して本件法人の誹謗中傷等が行われた場合、本件法人に関係する人々の生活を損ないかねないため、本件公開部分は、公開することにより本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると主張するので、以下に検討する。

(ウ) 本件公開部分から、実施機関が本件法人に対して行った調査により確認された事実、当該調査の結果を受けて行った是正指導事項、本件法人が行った是正措置、法違反に至った経緯及び再発防止策等が明らかとなる。

しかしながら、当該是正指導は、本件法人に対し法を遵守し、再発防止のための対応を実施することを求めているに過ぎず、また、是正措置、法違反に至った経緯及び再発防止策についても、当該行政指導に対する本件法人の対応を記載したものに過ぎないものであるので、

当該情報を公開することにより、本件法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとまでは認められない。

(エ) 以上のことから、本件公開部分は、条例第5条第2号本文に該当しないと判断する。

イ 条例第5条第2号ただし書該当性について

本件公開部分は、前記アのとおり、条例第5条第2号本文に該当しないため、同号ただし書該当性については判断する必要がない。

なお、当審査会が、本件行政文書を見分したところ、本件法人が関係行政庁と調整しながら対応を重ねた結果、本件行政文書作成時点において既に、本件法人が適法な業務を営んでいることが認められた。

(5) 実施機関の説明について

実施機関は、本件公開部分は条例第5条第2号本文に該当するが、同号ただし書に該当するため公開情報に当たると判断したと説明している。しかし、本件公開部分は前記(4)で判断したとおり、同号に該当しないため、公開情報に当たると考えられる。

したがって、公開情報に該当するとした実施機関の判断は、結論において妥当であると認められる。

(6) 条例第6条第1項該当性について

ア 条例第6条第1項は、公開請求に係る行政文書に非公開情報とそれ以外の情報が記録されている場合において、それらを「容易に、かつ、行政文書の公開を請求する趣旨を失わない程度に合理的に分離できるとき」は非公開情報に係る部分を除いて、公開しなければならないと規定している。

イ 本件行政文書については、当審査会が前記(4)において公開することが妥当であると認めた部分の範囲及び内容にかんがみると、その他の情報と分離してこれを公開することは、「容易に、かつ、行政文書の公開を請求する趣旨を失わない程度に合理的に分離できるとき」に該当すると判断する。

## 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙のとおりである。



別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

| 年 月 日                        | 処 理 内 容  |
|------------------------------|--|
| 平成 15 年 5 月 13 日<br>5 月 27 日 | 諮問（第 251 号）<br>諮問（第 255 及び第 256 号）                     |
| 5 月 21 日<br>6 月 5 日          | 実施機関に非公開等理由説明書の提出を要求<br>（第 251 号）<br>（第 255 及び第 256 号） |
| 6 月 17 日<br>7 月 4 日          | 実施機関から非公開等理由説明書を受理<br>（第 251 号）<br>（第 255 及び第 256 号）   |
| 6 月 23 日<br>8 月 12 日         | 不服申立人に非公開等理由説明書を送付<br>（第 251 号）<br>（第 255 及び第 256 号）   |
| 16 年 2 月 12 日<br>（第 31 回部会）  | 審議   |
| 3 月 5 日                      | 指名委員により不服申立人から意見を聴取<br>指名委員により実施機関の職員から非公開等理<br>由説明を聴取 |
| 3 月 26 日<br>（第 32 回部会）       | 審議   |
| 4 月 27 日<br>（第 33 回部会）       | 審議   |
| 5 月 31 日<br>（第 34 回部会）       | 審議   |
| 6 月 21 日<br>（第 35 回部会）       | 審議   |

神奈川県情報公開審査会委員名簿

| 氏 名     | 現 職                   | 備 考                      |
|---------|-----------------------|--------------------------|
| 金 子 正 史 | 同 志 社 大 学 教 授         | 部 会 員                    |
| 鈴 木 敏 子 | 横 浜 国 立 大 学 教 授       |                          |
| 竹 森 裕 子 | 弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 ) | 部 会 員                    |
| 田 中 隆 三 | 弁 護 士 ( 横 浜 弁 護 士 会 ) |                          |
| 玉 卷 弘 光 | 東 海 大 学 教 授           |                          |
| 千 葉 準 一 | 東 京 都 立 大 学 教 授       | 会 長 職 務 代 理 者            |
| 堀 部 政 男 | 中 央 大 学 教 授           | 会 長<br>( 部 会 長 を 兼 ね る ) |

(平成 16 年 7 月 12 日現在) (五十音順)